

地域主体の公共交通サービスの検討

1. 令和4年度第1回協議会後の動き

令和4年度第1回生駒市地域公共交通活性化協議会の開催後、試験運行候補地である萩の台住宅地自治会と、試験運行方法に関する意見交換を行った。また、並行して、近畿運輸局奈良運輸支局や生駒市内の交通事業者や関係団体との意見交換を行った。

試験運行内容については、既存公共交通機関へ影響を及ぼさないように検討を行い、その上で、関係者（交通事業者）と協議を行ったところ、許可や登録を要しない運送（助け合い輸送）が将来にわたり、現状のバス（たけまる号）やタクシーのお客様を全く奪わないという保証がない、といった意見が得られた。

したがって、今年度に予定していた試験運行は、関係者全員の合意を得られなかったため、試験運行候補地と協議の上、一旦実施を見合わせる事となった。萩の台住宅地での実施目的は「買い物困難者の支援」であったことから、許可や登録を要しない運送（助け合い輸送）でなくても実現可能なことであるため、今後は既存公共交通（タクシー等）の活用ができないかなども検討し、引き続き、萩の台住宅地自治会と連携していく予定である。

なお、参考までに、試験運行候補地との意見交換にて作成した実験計画書や、今回の試験運行に対する奈良運輸支局との意見交換結果を以下に示す。

（実験計画の案）

目的や想定する効果	<買い物困難者を支援し、安心して暮らすことができる萩の台住宅地を目指す> 安心して暮らし続けることができるまちを目指して、現在の公共交通サービスを補完・連携するような住民同士の助け合いを組織化し、買い物が困難な人の移動手段を確保できないか実証実験を行う。
実施主体	萩の台住宅地自治会
実施期間	令和4年10月から3ヶ月間程度（9月の活性化協議会后）
実施内容	買い物の支援（店舗から自宅玄関先までの荷物運搬）及び買い物先までの移動支援 ※買い物見守りサービス+買い物先までの移動支援サービス
参加できる人の条件	70歳以上で、一人で買物が困難な方（会員制） ※一人で車に乗降できる人（ボランティアドライバーは介助しない） ※原則 利用者が2名いる場合に運行 ※利用回数の上限は検討中
行き先（目的地）	目的地を固定した買い物支援：自宅から目的地までの往復運行も行う <火曜> コスモス、中村屋（東生駒店） <木曜> ビッグ（平群店） <土曜> ダイキ、業務スーパー（南生駒店）
集合場所（乗降場所）	自宅及び目的地（決められた行き先）

実施する日	火曜、木曜、土曜（1日おき） ※3ヶ月間で約40日の買い物支援を実施
実施する時間帯	10時00分発（目的地までの往復で1時間半を目処とする） ※青色防犯パトロールに影響のない時間帯とする
1日の実施回数	1日1回 ※3ヶ月間に約40回の実施
使用する車両	青色防犯パトロールの車両を使用（軽自動車）
買い物支援者	青色防犯パトロールのメンバー（6名） ※ボランティアドライバー含む
実施体制	1回につき2名体制（ボランティアドライバー1名、添乗員1名） ドライバー等は、担当する曜日を固定化するなど、当番制とする
安全対策（事故対策）	・ボランティアドライバーの移動支援サービス専用の自動車保険に加入する ・ボランティアドライバーは、自家用有償旅客運送の大臣認定講習を受講する ・利用者からは、ボランティアドライバー等による運送であることなどの承諾書を提出してもらう
お金（料金）	1人1回 500円（※参考：萩の台線往復 400円） ※生きいきクーポン券や、コミバスの回数券での支払いは不可（タクシー利用やコミバス利用を阻害しないため）
お金の受渡方法	自宅に戻ってきたときに、現金での支払とする （または、出発時に現金で支払い）
受付方法	連絡先：自治会館の電話 予約方法：電話受付、自治会館で直接申込み ※1週間前までに予約する（ボランティアドライバー側の配車準備のため） ※先着順とする。ただし、初めて利用する人を優先する。
萩の台線への影響	・萩の台線で買い物できない人を対象とした支援とする。 ・萩の台線では利用できない目的地や曜日に運行することで、競合しないようにする。 ・1日1回運行、お金をコミバス往復料金よりも高く設定することで、影響が出ないようにする。

（奈良運輸支局の上記実験計画に対する指摘等）

- ・以下の点を踏まえ、相談内容は買い物支援の提供が中心となるサービスを提供する取組とみられ、通達で規定する「身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するもの」と同様に、許可等を要しないと扱って支障ないと考えられます。
- －（2人目の）ボランティアによる買い物支援（見守り・荷物運搬）が行われるサービスであること。
- ※（ ）は、添乗員を指しておりますが、ボランティア運転者1名による買い物支援でも可。

- 目的地を、買い物を行うスーパーやドラッグストアと定めていること。
- 運送固有の対価を収受していないこと。

(関係者からの上記実験計画に対する指摘等)

- ・ 事業者としてはタクシー利用者の減少（売上減）に直結するため反対の立場である。
- ・ 安全面で懸念があるので既存の公共交通を活用してほしい。

2. 本協議会における許可や登録を要しない運送（助け合い輸送）の取り扱いについて

道路運送法における許可又は登録を要しない運送（助け合い輸送）については、本協議会において、次のように取り扱うこととする。

①地域より生駒市に対して、公共交通サービス導入について相談があった場合、“地域主体の公共交通サービス導入のガイドブック”等を用いて、地域の状況に応じた公共交通サービスの種類や内容を、地域と一緒に検討する。【本協議会事務局（生駒市）が対応】
※対象地域の交通課題解消だけの検討ではなく、市全体を俯瞰しながら、必要な公共交通サービスを検討する。

②対象地域での公共交通サービス導入等の実施方針等が決まり、導入したい公共交通サービスが「道路運送法における許可又は登録を要しない運送（助け合い輸送）」であった場合、協議会開催前までに、近畿運輸局奈良運輸支局や関係する公共交通事業者との調整を行い、本協議会で報告する。その際、市からの支援がある場合は、その支援内容も報告する。【本協議会での報告案件として扱う】

※報告内容は、実施方針に加え、運行内容の案、需要やコストの見込み等とする。

※実施方針等が、コミュニティバスや自家用有償旅客運送など、道路運送法において許可や登録を要する運送である場合は、今まで通り、審議案件として協議する。